

那須地区広域行政事務組合告示第8号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づき、平成19年度決算に係る資金不足比率を次のとおり公表する。

平成20年11月13日

那須地区広域行政事務組合
管理者 栗川 仁

平成 20 年 11 月 13 日

平成 19 年度決算に係る資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項により、平成 19 年度の資金不足比率を下記のとおり公表します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
と畜場事業特別会計	—	経営健全化基準 20%

(注:赤字を生じていない等の理由により当該数値について、該当なしの場合は「—」と表記している。